令和５年分の所得税等の確定申告書

（案）

※令和４年分の所得税等の確定申告書等様式から変更のあった主な様式を掲載しております。
※この確定申告書（案）は、令和６年１月以降に使用が可能となります（今後変更する場合があります。）。
※会計ソフト開発業者向けのＯＣＲ帳票の仕様公開は、令和５年 11 月に行う予定です。
　会計ソフトの開発に当たっては、当該仕様に基づき開発してください。

FA2203

令和＿＿年＿＿月＿＿日 ＿＿＿＿＿税務署長

令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

第一表（令和五年分以降用）

納税地	〒	個人番号（マイナンバー）		生年月日	
現在の住所又は居所事業所等		フリガナ			
		氏名			
令和 年 1月1日の住所	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄	
振替継続希望	種類	青色 分離 国出 損失 修正	特農の表示 特農	整理番号	電話番号 自宅・勤務先・携帯 ― ―

（単位は円）

収入金額等

事業	営業等	区分	㋐
事業	農業	区分	㋑
不動産	区分1 区分2		㋒
配当			㋓
給与		区分	㋔
雑	公的年金等		㋕
雑	業務	区分	㋖
雑	その他	区分	㋗
総合譲渡	短期		㋘
総合譲渡	長期		㋙
一時			㋚

所得金額等

受付印

事業	営業等	①
事業	農業	②
不動産		③
利子		④
配当		⑤
給与	区分	⑥
雑	公的年金等	⑦
雑	業務	⑧
雑	その他	⑨
	⑦から⑨までの計	⑩
総合譲渡・一時	㋘＋{(㋙＋㋚)×½}	⑪
合計	(①から⑥までの計＋⑩＋⑪)	⑫

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除		⑬
小規模企業共済等掛金控除		⑭
生命保険料控除		⑮
地震保険料控除		⑯
寡婦、ひとり親控除	区分	⑰～⑱
勤労学生、障害者控除		⑲～⑳
配偶者(特別)控除	区分1 区分2	㉑～㉒
扶養控除	区分	㉓
基礎控除		㉔
⑬から㉔までの計		㉕
雑損控除		㉖
医療費控除	区分	㉗
寄附金控除		㉘
合計	(㉕＋㉖＋㉗＋㉘)	㉙

整理欄	管理	名簿

税金の計算

課税される所得金額	(⑫－㉙)又は第三表	㉚
上の㉚に対する税額	又は第三表の㉝	㉛
配当控除		㉜
	区分	㉝
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	区分1 区分2	㉞
政党等寄附金等特別控除		㉟～㊲
住宅耐震改修特別控除等	区分	㊳～㊵
差引所得税額	(㉛－㉜－㉝－㉞－㉟－㊱－㊲－㊳－㊴－㊵)	㊶
災害減免額		㊷
再差引所得税額(基準所得税額)	(㊶－㊷)	㊸
復興特別所得税額	(㊸×2.1%)	㊹
所得税及び復興特別所得税の額	(㊸＋㊹)	㊺
外国税額控除等	区分	㊻～㊼
源泉徴収税額		㊽
申告納税額	(㊺－㊻－㊼－㊽)	㊾
予定納税額	(第1期分・第2期分)	㊿
第3期分の税額	納める税金	(51)
	還付される税金	(52)

㊹・㊺・㊾・(51)又は(52)の記入をお忘れなく。

修正申告	修正前の第3期分の税額(還付の場合は頭に△を記載)	(53)
修正申告	第3期分の税額の増加額	(54)

その他

公的年金等以外の合計所得金額		(55)
配偶者の合計所得金額		(56)
専従者給与(控除)額の合計額		(57)
青色申告特別控除額		(58)
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額		(59)
未納付の源泉徴収税額		(60)
本年分で差し引く繰越損失額		(61)
平均課税対象金額		(62)
変動・臨時所得金額	区分	(63)

延納届出

延納届出	申告期限までに納付する金額	(64)
延納届出	延納届出額	(65)

還付される税金の受取場所

	銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所	
郵便局名等		預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄	
口座番号 記号番号				

公金受取口座登録の同意 ◯ 公金受取口座の利用 ◯

整理欄	区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
	異動	年	月	日	L							
	補完										確認	

納管 事業 住民 資産 総合 分離 検算 通信日付印 年月日 ・・ 一連番号

令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の　申告書

整理番号	

FA2303

第二表

（令和五年分以降用）○第二表は、第一表と一緒に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

住所
屋号
フリガナ
氏名

	保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬⑭社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除		円	円
⑮生命保険料控除	新生命保険料	円	円
	旧生命保険料		
	新個人年金保険料		
	旧個人年金保険料		
	介護医療保険料		
⑯地震保険料控除	地震保険料	円	円
	旧長期損害保険料		

本人に関する事項（⑰～⑳）	寡婦	ひとり親	勤労学生	障害者	特別障害者
	□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還		□ 年調以外かつ専修学校等		

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
		㊽ 源泉徴収税額の合計額		円

○ 雑損控除に関する事項（㉖）

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
	・　・	

損害金額	円	保険金などで補填される金額	円	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項（⑪）

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

○ 寄附金控除に関する事項（㉘）

寄附先の名称等		寄附金	円

特例適用条文等	

○ 配偶者や親族に関する事項（⑳～㉓）

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者		国外居住		住民税		その他
		配偶者	明・大 昭・平 ・ ・	障	特障	国外	年調	同一	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障		年調	16	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障		年調	16	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障		年調	16	別居	調整
			明・大 昭・平・令 ・ ・	障	特障		年調	16	別居	調整

○ 事業専従者に関する事項（㊼）

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与（控除）額
			明・大 昭・平 ・ ・		円
			明・大 昭・平 ・ ・		

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	○	○	円	円	円	円

退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者		その他	寡婦・ひとり親	
			明・大 昭・平 ・ ・	円	障	特障	調整	寡婦	ひとり親

事業税									
非課税所得など	番号		所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開（廃）業	開始・廃止	月日
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額					事業用資産の譲渡損失など		他都道府県の事務所等		○

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	氏名	住所	国外	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	給与	円	一連番号	

整理欄									
申告区分		申告等年月日	年	月	日	所得種類			
特例適用条文	法	条の	の	項	号	申告期限	年	月	日

税理士法書面提出	
30条	33条の2
○	○

税理士署名・電話番号
（　　－　　－　　）

令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（損失申告用）付表

（特定非常災害の被災者の方用）

FA0182

整理番号		一連番号	

現在の住所又は居所事業所等		フリガナ 氏名	

この付表は、所得税法第70条の２《特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例》、同法第71条の２《特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例》、震災特例法第５条《雑損失の繰越控除の特例》又は同法第７条《純損失の繰越控除の特例》の規定の適用を受ける方が、申告書第四表（損失申告用）の「３ 翌年以後に繰り越す損失額」、「４ 繰越損失を差し引く計算」又は「５ 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

３ 翌年以後に繰り越す損失額

○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

事業所得	事業資産特定災害損失額	㋑	円
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	㋺	
	㋑／㋺≧0.1のときは、「該当」　当てはまる方を○で囲んでください。		該当・非該当
不動産所得等	不動産等特定災害損失額	㋩	円
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	㋥	
	㋩／㋥≧0.1のときは、「該当」　当てはまる方を○で囲んでください。		該当・非該当

○ 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	㊶	円
		被災純損失金額（所得税法）	㊶'	
		被災純損失金額（震災特例法）	㊶"	
	要件該当	特定非常災害発生年純損失金額	㊶'''	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			㊷	
変動所得の損失額			㊸	

被災事業用資産の損失額	所得の種類		被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	Ⓐ損害金額	Ⓑ保険金などで補塡される金額	Ⓒ差引損失額（Ⓐ－Ⓑ）	
	山林以外	営業等・農業			・　・	円	円	㊹	円
			うち　棚卸資産特定災害損失額					㊹'	
			うち　固定資産特定災害損失額					㊹"	
			うち　棚卸資産震災損失額					㊹'''	
			うち　固定資産震災損失額					㊹''''	
		不動産			・　・	円	円	㊺	
			うち　固定資産特定災害損失額					㊺'	
			うち　固定資産震災損失額					㊺"	
	山林				・　・	円	円	㊻	
			うち　固定資産特定災害損失額					㊻'	
			うち　固定資産震災損失額					㊻"	

山林所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	㊼	円
		被災純損失金額（所得税法）	㊼'	
		被災純損失金額（震災特例法）	㊼"	
	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	㊼'''	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	㊽	
		被災純損失金額（所得税法）	㊽'	
		被災純損失金額（震災特例法）	㊽"	
	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	㊽'''	

資産		整理欄	

第四表付表(一)

○この付表は、申告書（第一表・第二表）及び第四表と一緒に提出してください。

令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（損失申告用）付表

（特定非常災害の被災者の方用）

FA0192

整理番号		一連番号	

第四表付表(二)

○この付表は、申告書（第一表・第二表）及び第四表と一緒に提出してください。

4 繰越損失を差し引く計算（５年前、４年前及び３年前に生じた損失）

年分	損失の種類					Ⓐ前年分までに引ききれなかった損失額	Ⓑ本年分で差し引く損失額	Ⓒ翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(Ⓐ−Ⓑ)
A 平成30年（5年前）	純損失	平成30年が青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外			
					山林			
		平成30年が白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外			
					山林			
		被災純損失（青・白）	要件非該当	被災純損失（所得税法）	山林以外			
					山林			
				被災純損失（震災特例法）	山林以外	円	円	
					山林			
	雑損失	特定雑損失（所得税法）						
		特定雑損失（震災特例法）				円	円	
B 令和元年（4年前）	純損失	令和元年が青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外			
					山林			
		令和元年が白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外			
					山林			
		被災純損失（青・白）	要件非該当	被災純損失（所得税法）	山林以外			
					山林			
				被災純損失（震災特例法）	山林以外	円	円	円
					山林			
	雑損失	特定雑損失（所得税法）						
		特定雑損失（震災特例法）				円	円	円
C 令和２年（3年前）	純損失	令和２年が青色の場合	要件非該当	被災純損失以外の損失	山林以外			
					山林			
			要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外			
					山林			
		令和２年が白色の場合	要件非該当	変動所得の損失		円	円	
				被災事業用資産の損失	山林以外			
					山林			
			要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外			
					山林			
		被災純損失（青・白）	要件非該当	被災純損失（所得税法）	山林以外			
					山林			
				被災純損失（震災特例法）	山林以外	円	円	円
					山林			
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失						
		特定雑損失（所得税法）						
		特定雑損失（震災特例法）				円	円	円

資産		整理欄	

令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の　申告書（損失申告用）付表

（特定非常災害の被災者の方用）

FA0193

整理番号		一連番号	

第四表付表(三)

○この付表は、申告書（第一表・第二表）及び第四表と一緒に提出してください。

4 繰越損失を差し引く計算（２年前及び前年に生じた損失）

年分	損失の種類					Ⓐ前年分までに引ききれなかった損失額	Ⓑ本年分で差し引く損失額	Ⓒ翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(Ⓐ−Ⓑ)
D 令和３年（２年前）	純損失	令和３年が青色の場合	要件非該当	被災純損失以外の損失	山林以外	円	円	円
					山林			
			要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外			
					山林			
		令和３年が白色の場合	要件非該当	変動所得の損失		円	円	円
				被災事業用資産の損失	山林以外			
					山林			
			要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外			
					山林			
		被災純損失（青・白）	要件非該当	被災純損失（所得税法）	山林以外			
					山林			
				被災純損失（震災特例法）	山林以外	円	円	円
					山林			
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失						
		特定雑損失（所得税法）						
		特定雑損失（震災特例法）				円	円	円
E 令和４年（前年）	純損失	令和４年が青色の場合	要件非該当	被災純損失以外の損失	山林以外			
					山林			
			要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外			
					山林			
		令和４年が白色の場合	要件非該当	変動所得の損失		円	円	円
				被災事業用資産の損失	山林以外			
					山林			
			要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外			
					山林			
		被災純損失（青・白）	要件非該当	被災純損失（所得税法）	山林以外			
					山林			
				被災純損失（震災特例法）	山林以外	円	円	円
					山林			
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						
	雑損失	特定雑損失以外の雑損失						
		特定雑損失（所得税法）						
		特定雑損失（震災特例法）				円	円	円

本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	⑧⑨	円
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額	⑨⓪	円
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額	⑨①	円

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	⑨②	円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額	⑨③	円
特定雑損失（所得税法）の金額	⑨③′	円
特定雑損失（震災特例法）の金額	⑨③″	円

資産		整理欄	

FA7001

提出用

（令和五年分以降用）

この収支内訳書は機械で読み取りますので、**黒のボールペンで書いてください。**

令和 0□ 年分収支内訳書（一般用）

（あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

住所			フリガナ 氏名		依頼税理士等	事務所所在地	
事業所所在地			電話番号	（自宅）（事業所）		氏名（名称）	
業種名		屋号		加入団体名		電話番号	

令和　　年　　月　　日

「営業等」又は「雑（業務）」のいずれかを選択してください。　営業等　雑（業務）　（自　月　日　至　月　日）

整理番号

科目			金額（円）	科目			金額（円）
収入金額	売上（収入）金額	①		経費 その他の経費	旅費交通費	㋙	
	家事消費	②			通信費	㋚	
	その他の収入	③			広告宣伝費	㋛	
	計（①＋②＋③）	④			接待交際費	㋜	
売上原価	期首商品（製品）棚卸高	⑤			損害保険料	㋝	
	仕入金額（製品製造原価）	⑥			修繕費	㋞	
	小計（⑤+⑥）	⑦			消耗品費	㋟	
	期末商品（製品）棚卸高	⑧			福利厚生費	㋠	
	差引原価（⑦−⑧）	⑨				㋡	
差引金額（④−⑨）		⑩				㋢	
経費	給料賃金	⑪				㋣	
	外注工賃	⑫				㋤	
	減価償却費	⑬				㋥	
	貸倒金	⑭			雑費	㋦	
	地代家賃	⑮			小計（㋑～㋦までの計）	㋧	
	利子割引料	⑯			経費計（⑪～⑯までの計＋㋧）	⑱	
	その他の経費 租税公課	㋑			専従者控除前の所得金額（⑩−⑱）	⑲	
	荷造運賃	㋺			専従者控除※	⑳	
	水道光熱費	㋩			所得金額（⑲−⑳）	㉑	

○給料賃金の内訳

氏名（年齢）	従事月数	給料賃金 賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
（　歳）	月	円	円	円
（　歳）				
（　歳）				
その他（　人分）				
計 延べ従事月数			⑪	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等※

氏名（年齢）	続柄	従事月数
（　歳）		月
（　歳）		
（　歳）		
	延べ従事月数	

※ 雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

【税務署整理欄】

㉑	
㉒	
㉓	
㉔	
㉕	
㉙	

（令和五年分以降用）

FA7051

整理番号

○売上（収入）金額の明細

※ 登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号（法人番号）（※）	売上（収入）金額
			円
上記以外の売上先の計			
右記①のうち軽減税率対象	うち　円	計	①

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号（法人番号）（※）	仕入金額
			円
上記以外の仕入先の計			
右記⑥のうち軽減税率対象	うち　円	計	⑥

◎本年中における特殊事情

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等（繰延資産を含む）	面積又は数量	取得年月	㋑ 取得価額（償却保証額）	㋺ 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	㋩ 償却率又は改定償却率	㋥ 本年中の償却期間	㋭ 本年分の普通償却費（㋺×㋩×㋥）	㋬ 特別償却費	㋣ 本年分の償却費合計（㋭＋㋬）	㋠ 事業専用割合	㋡ 本年分の必要経費算入額（㋣×㋠）	㋢ 未償却残高（期末残高）	摘要
		年　月	円	円		年		月	円	円	円	%	円	円	
		・	（　　）					12							
		・	（　　）					12							
		・	（　　）					12							
		・	（　　）					12							
		・	（　　）					12							
		・	（　　）					12							
計													⑬		

（注）　平成19年４月１日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ㋑欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の利子割引料	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		権利金等　円 賃借料	円
		権利金等 賃借料	

FA3001

令和 0□ 年分所得税青色申告決算書（一般用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、**黒のボールペンで書いてください。**

住所				フリガナ 氏名		依頼税理士等	事務所所在地
事業所所在地				電話番号	（自宅）（事業所）		氏名（名称）
業種名		屋号		加入団体名			電話番号

整理番号

令和　年　月　日

損益計算書（自□□月□□日至□□月□□日）

提出用（令和五年分以降用）

科目		金額（円）
売上（収入）金額（雑収入を含む）	①	
売上原価 期首商品（製品）棚卸高	②	
売上原価 仕入金額（製品製造原価）	③	
売上原価 小計（②＋③）	④	
売上原価 期末商品（製品）棚卸高	⑤	
売上原価 差引原価（④－⑤）	⑥	
差引金額（①－⑥）	⑦	
経費 租税公課	⑧	
経費 荷造運賃	⑨	
経費 水道光熱費	⑩	
経費 旅費交通費	⑪	
経費 通信費	⑫	
経費 広告宣伝費	⑬	
経費 接待交際費	⑭	
経費 損害保険料	⑮	
経費 修繕費	⑯	

科目		金額（円）
経費 消耗品費	⑰	
経費 減価償却費	⑱	
経費 福利厚生費	⑲	
経費 給料賃金	⑳	
経費 外注工賃	㉑	
経費 利子割引料	㉒	
経費 地代家賃	㉓	
経費 貸倒金	㉔	
経費	㉕	
経費	㉖	
経費	㉗	
経費	㉘	
経費	㉙	
経費	㉚	
経費 雑費	㉛	
経費 計	㉜	
差引金額（⑦－㉜）	㉝	

科目		金額（円）
各種引当金・準備金等 繰戻額等 貸倒引当金	㉞	
各種引当金・準備金等 繰戻額等	㉟	
各種引当金・準備金等 繰戻額等	㊱	
各種引当金・準備金等 繰戻額等 計	㊲	
各種引当金・準備金等 繰入額等 専従者給与	㊳	
各種引当金・準備金等 繰入額等 貸倒引当金	㊴	
各種引当金・準備金等 繰入額等	㊵	
各種引当金・準備金等 繰入額等	㊶	
各種引当金・準備金等 繰入額等 計	㊷	
青色申告特別控除前の所得金額（㉝＋㊲－㊷）	㊸	
青色申告特別控除額	㊹	
所得金額（㊸－㊹）	㊺	

◉青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

◉下の欄には、書かないでください。

㊶		㊺	
㊷		㊻	
㊸		㊼	
Ⓐ	㊹	㊾	

令和 0 年分

整理番号	

FA3026

フリガナ
氏　名

提出用（令和五年分以降用）

○月別売上（収入）金額及び仕入金額

月	売上（収入）金額	仕入金額
1	円	円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事消費等		
雑収入		
計		
うち軽減税率対象	うち　円	うち　円

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給額 給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	歳	月	円	円	円	円
その他（　人分）						
計	延べ従事月数					

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給額 給料	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
		歳	月	円	円	円	円
計	延べ従事月数						

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		権 円 更 賃	円
		権 更 賃	

○貸倒引当金繰入額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。）

			金額
個別評価による本年分繰入額（「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の⑥欄の金額を書いてください。）		①	円
一括評価による本年分繰入額	年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額	②	
	本年分繰入限度額（②×5.5％（金融業は3.3％））	③	
	本年分繰入額	④	
本年分の貸倒引当金繰入額（①＋④）		⑤	

○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。）

			金額
本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）		⑥	（赤字のときは0）　円
青色申告特別控除前の所得金額（1ページの「損益計算書」の㊸欄の金額を書いてください。）		⑦	（赤字のときは0）
65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける場合	65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧	
	青色申告特別控除額（「65万円又は55万円－⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額）	⑨	
上記以外の場合	10万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧	
	青色申告特別控除額（「10万円－⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額）	⑨	

（注）　貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増（特別）償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

（令和五年分以降用）

FA3051

整理番号

○売上（収入）金額の明細

※ 登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号（法人番号）（※）	売上（収入）金額
			円
上記以外の売上先の計（雑収入を含む）			
		計	

◎本年中における特殊事情

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号（法人番号）（※）	仕入金額
			円
上記以外の仕入先の計			
		計	

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等（繰延資産を含む）	面積又は数量	取得年月	㋑ 取得価額（償却保証額）	㋺ 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	㋩ 償却率又は改定償却率	㋥ 本年中の償却期間	㋭ 本年分の普通償却費（㋺×㋩×㋥）	㋬ 割増（特別）償却費	㋣ 本年分の償却費合計（㋭＋㋬）	㋠ 事業専用割合	㋡ 本年分の必要経費算入額（㋣×㋠）	㋢ 未償却残高（期末残高）	摘要
		年 月 ・	円 （ ）	円		年		月 / 12	円	円	円	%	円	円	
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
		・	（ ）					/ 12							
計															

（注） 平成19年４月１日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ㋑欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の利子割引料	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

整理番号

FA3076

貸借対照表（資産負債調）

（令和　年　月　日現在）

資産の部 科目	月　日（期首）	月　日（期末）	負債・資本の部 科目	月　日（期首）	月　日（期末）
現金	円	円	支払手形	円	円
当座預金			買掛金		
定期預金			借入金		
その他の預金			未払金		
受取手形			前受金		
売掛金			預り金		
有価証券					
棚卸資産					
前払金					
貸付金					
建物					
建物附属設備					
機械装置					
車両運搬具			貸倒引当金		
工具器具備品					
土地					
			事業主借		
			元入金		
事業主貸			青色申告特別控除前の所得金額		
合計			合計		

（注）「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

◉65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。（令和五年分以降用）

製造原価の計算

（原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。）

	科目		金額
原材料費	期首原材料棚卸高	①	円
	原材料仕入高	②	
	小計（①＋②）	③	
	期末原材料棚卸高	④	
	差引原材料費（③－④）	⑤	
労務費		⑥	
その他の製造経費	外注工賃	⑦	
	電力費	⑧	
	水道光熱費	⑨	
	修繕費	⑩	
	減価償却費	⑪	
		⑫	
		⑬	
		⑭	
		⑮	
		⑯	
		⑰	
		⑱	
		⑲	
	雑費	⑳	
	計	㉑	
総製造費（⑤＋⑥＋㉑）		㉒	
期首半製品・仕掛品棚卸高		㉓	
小計（㉒＋㉓）		㉔	
期末半製品・仕掛品棚卸高		㉕	
製品製造原価（㉔－㉕）		㉖	

（注）㉖欄の金額は、1ページの「損益計算書」の③欄に移記してください。

令和　０５　年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

ＦＡ４０２５

一面　提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

住所	郵便番号　－ 電話番号　（　　）
フリガナ	
氏名	

整理番号

（共有者の氏名）※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

		家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	㋐	平成 令和		平成 令和	
契約日 契約区分	㋑	区分 / 平成 令和			
補助金等控除前の取得対価の額	㋒		円	㋓	円
交付を受ける補助金等の額	㋔		円	㋕	円
取得対価の額（㋒－㋔（㋓－㋕））	㋖		円	㋗	円
総（床）面積 ※小数点以下第２位まで書きます。	㋘		㎡	㋙	㎡
うち居住用部分の（床）面積	㋚		㎡	㋛	㎡

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㋜	平成 令和	
契約日	㋝	平成 令和	
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㋞		円
交付を受ける補助金等の額	㋟		円
増改築等の費用の額（㋞－㋟）	㋠		円
㋠のうち居住用部分の金額	㋡		円
増改築等をした家屋の総床面積	㋢		㎡

不動産番号	家屋		土地	

4 家屋や土地等の取得対価の額

		Ⓐ家屋	Ⓑ土地等	Ⓒ合計	Ⓓ増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	①	/	/		/
（㋖，㋗，㋘）×① ※共有でない場合は、㋖,㋗,㋘を書いてください。	②	㋖（㋖×Ⓐの①）	㋗（㋗×Ⓑの①）	（Ⓐの②＋Ⓑの②）又は（Ⓑの②＋Ⓓの②）	㋘（㋘×Ⓓの①）
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	③				
あなたの持分に係る取得対価の額等（②－③）	④				

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は５％	８％	１０％	税率が10%の場合に㋡、㋢に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額（契約書等に記載された消費税額） 円

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

		Ⓔ住宅のみ	Ⓕ土地等のみ	Ⓖ住宅及び土地等	Ⓗ増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤				円
連帯債務に係るあなたの負担割合（(付表)の⑭の割合） ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑥				%
住宅借入金等の年末残高（(付表)の⑯の金額） ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑦				円
④と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧				円
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	⑨	㋝÷㋙	㋛÷㋚		㋡÷㋠ %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高（⑧×⑨）	⑩				円
住宅借入金等の年末残高の合計額（Ⓔの⑩＋Ⓕの⑩＋Ⓖの⑩＋Ⓗの⑩） ※　⑪の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑪」欄に転記します。	⑪				円

8 特定の増改築等に係る事項　（特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。）

次の⑫欄から⑯欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑬ 断熱改修工事等の費用の額	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
				円
⑯ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	⑰ 特定の増改築等工事の費用の合計額（⑫＋⑭＋⑮＋⑯）	⑱ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額（⑰又は⑰×Dの①）	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高（⑪と⑱のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等（特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。）が特定取得（※二面参照）に該当しない場合は、最高200万円。）	⑲ 円

9 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額　※　二面の該当する番号及び金額を転記します。　番号　⑳　円　００

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に８％及び10％の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10％に係る部分の金額等を書いてください。	８％･10％同一年中取得	家屋:1 増改築等:2	㋡又は㋢の金額（10%に係る部分のみ）	㉑	円
	○		Ⓐの④又はⒹの④の金額（10%に係る部分のみ）	㉒	円

重複適用を受ける場合は、右の文字に○をした上で、二面の㉓の金額を転記してください。　重複適用　㉓　円　００

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。　要しない

整理欄		登家	登土	契家	契土	残	確	証	認定	付		仮	A	B	C
							住民			台帳番号 一連番号					

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

令和05年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額　※　一面の⑪の金額を転記します。	⑪	円

番号	居住の用に供した日等				算式等		（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額（100円未満の端数切捨て）
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合（4から12のいずれかを選択する場合を除きます。）		令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に居住の用に供した場合（※1）	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	（最高40万円）　円　00
2				新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳	（最高21万円）　円　00
				中古住宅又は増改築に該当するとき	⑪×0.007=	⑳	（最高14万円）　円　00
			平成26年１月１日から令和３年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特別）特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	（最高40万円）　円　00
				住宅の取得等が（特別）特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	⑳	（最高20万円）　円　00
3							
4	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に居住の用に供した場合（※1）	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	（最高50万円）　円　00
5				新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳	（最高35万円）　円　00
				中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳	（最高21万円）　円　00
			平成26年１月１日から令和３年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特別）特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳	（最高50万円）　円　00
				住宅の取得等が（特別）特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	⑳	（最高30万円）　円　00
6		認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき（※5）	令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳	（最高31万５千円）　円　00
				中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳	（最高21万円）　円　00
7		認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき（※5）	令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳	（最高28万円）　円　00
				中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳	（最高21万円）　円　00

番号	居住の用に供した日等			算式等		（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額（100円未満の端数切捨て）
8	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成31年１月１日から令和３年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額（最高1,000万円）……ⓐ（　　） ⑲の金額（　　）×0.02＋（ⓐ－⑲）×0.01＝		⑳	（最高12万５千円）　円　00
			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額（最高1,000万円）……ⓐ（　　） ⑲の金額（　　）×0.02＋（ⓐ－⑲）×0.01＝		⑳	（最高12万円）　円　00
9	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成31年１月１日から令和３年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額（最高1,000万円）……ⓐ（　　） ⑲の金額（　　）×0.02＋（ⓐ－⑲）×0.01＝		⑳	（最高12万５千円）　円　00
			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額（最高1,000万円）……ⓐ（　　） ⑲の金額（　　）×0.02＋（ⓐ－⑲）×0.01＝		⑳	（最高12万円）　円　00
10	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成31年１月１日から令和３年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪の金額（最高1,000万円）……ⓐ（　　） ⑲の金額（　　）×0.02＋（ⓐ－⑲）×0.01＝			⑳	（最高12万５千円）　円　00
11	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択した場合	令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に居住の用に供した場合（※1）	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき	⑪×0.012=	⑳	（最高60万円）　円　00
12			新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.009=	⑳	（最高45万円）　円　00
			中古住宅又は増改築に該当するとき	⑪×0.009=	⑳	（最高27万円）　円　00
		平成26年４月１日から令和３年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪×0.012=	⑳	（最高60万円）　円　00
		平成26年１月１日から平成26年３月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪×0.012=	⑳	（最高36万円）　円　00

（再び居住の用に供したことに係る事項）

転居年月日	年　月　日	再居住開始年月日	年　月　日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	□ 賃貸の用　年　月　日～　年　月　日 □ 空家　□ その他（　　）		
その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用	【再び居住の用に供した場合の再適用】 □ 再び居住の用に供したことにより、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	【再び居住の用に供した場合の適用】 □ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

※１　「令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に居住の用に供した場合」欄の「住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき」欄は、令和４年中に居住の用に供した方のみが対象となります。

※２　⑳欄の金額を一面の⑳欄に転記します。

※３　⑳欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※４　（特例）特別特例取得及び（特別）特定取得については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。

※５　「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、（特例）特別特例取得に該当する場合は、番号「１」の「住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。

※６　「（再び居住の用に供したことに係る事項）」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑳欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉓欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑳の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	㉓	円　00

※　㉓欄の金額を一面の㉓欄に転記します。

○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

（1）　（2）　（3）　（4）

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

二面　提出用

○ 二面は一面と一緒に提出してください。